

リーベル通信



発行責任者：八女地区障害者等相談支援センター「リーベル」

住所：八女市本村 425-9

電話：身体しょうがい・知的しょうがい・しょうがい児 0943-22-2610

精神しょうがい 0943-22-2630



第 5 回(平成 21 年度第 1 回)八女地区障害者等自立支援協議会

八女地区障害者等自立支援協議会は平成 19 年 6 月に設立され、委員の初回任期満了を迎え平成 21 年 8 月 25 日、第 5 回開催にあたり八女市三田村市長より各委員へ委嘱書が交付されました。市長からは、平成 22 年 2 月、1 市 2 町 2 村が合併し新八女市誕生を迎える中、地域の環境、特性の違いを生かした取組みが必要であること、また障害者相談支援事業は一人一人の声を大切に取組むものであり、今後益々期待が寄せられると挨拶がありました。

協議会においては、リーベル相談支援専門員より相談支援事業活動報告やリーベルネットワーク会議開催内容(就労支援分科会：関係機関との連携について、生活支援分科会：グループホーム、福祉ホームの運営について)について報告し、委員からは詳細な活動内容や、広報活動のあり方、障害者雇用制度等について確認がありました。例えば、公共の建物を活用したグループホームの設置等地域で協議していく場があることの大切さと心強さを感じます。ここに、八女地区障害者等自立支援協議会委員を紹介致します。(敬称略)


構成	団体等名称	役職名	氏名
医療関係機関	医療法人社団 筑水会	理事長	國芳雅広
障害福祉サービス事業者	社会福祉法人 上横山保育会	理事長	上田正勝
障害福祉サービス事業者	社会福祉法人 明和会	専務理事	井上明秀
障害福祉サービス事業者	社会福祉法人 ハイジ福祉会	理事長	山口由紀子
雇用関係機関	八女公共職業安定所	所長	源田弘之
保健福祉環境事務所	八女(現:南筑後)保健福祉環境事務所	副所長	松尾成男
障害者関係団体	八女地区障害者の明日をつくるかい	会長	西原洋文
相談支援事業所	八女地区障害者等相談支援センター リーベル	センター長	田島ゆかり
市町村代表	八女市	副市長	北嶋藤孝



八女地区自立支援協議会会長に社会福祉法人 上横山保育会 理事長 上田正勝氏に就任頂きました。初代会長 田島茂氏(社会福祉法人 筑陽会 理事長)には本協議会設立時より大変ご尽力頂き心より感謝申し上げます。第 11 回リーベルネットワーク会議を平成 21 年 10 月 3 日に開催しました。相談支援の中からもみえてくる課題を深める為にも生活支援、教育、就労支援各分科会を充実する必要があります。地域の皆さんの知恵を出し合っ

成年後見制度を理解するために ～ その2（法定後見の1）

福岡県社会福祉士会ばあとなあ福岡 永田啓造



今回は、家庭裁判所に後見人を選任してもらう、法定後見について説明します。法定後見には、判断能力の低下の程度により、重度の「後見」中度の「保佐」軽度の「補助」という三つの類型があります。一般的にはこれらを総称して「後見」と言います。

<申立>

いずれも家庭裁判所に選任の手続きを求めるのですが、このことを「申立」（もうしたて）と言います。申立ができるのは、本人や配偶者、四親等内の親族（従姉妹まで）、市町村長などです。最近では、孤独な人や、親族がいても交流がない人が多く、相談センターや地域包括支援センターから市町村行政に、申立の依頼をすることが増えています。

1、診断書と鑑定

申立の際に、主治医の診断書が必要です。判断能力の程度がどの程度のものか、主治医の診断書により、後見か保佐か補助を判断するわけです。

補助は、ほとんどの金銭管理は自分でできるが、支援があったほうがよいと思われる状況で、高齢者の場合は年相応の物忘れがある場合はこれに該当します。

保佐は、日常の金銭管理はなんとか自分でできるが、重要な契約や取引には支援が必要な場合です。

後見は、保佐以上に判断能力が低下した場合と考えてください。

保佐以上の類型の場合は、原則として専門医による鑑定が必要となります。後見は、本人の財産管理権を奪うことにもなりますから、本人の判断能力の程度を判断するうえでは専門性が求められるということです。

現在は、重度の認知症高齢者や重症心身障害者、療育手帳のA保持者は鑑定不要というように、鑑定が省略されることも多くなっています。

2、申立費用

家裁への申立にかかる費用は後述のとおりですが、その費用は申立人が出すことになっています。本人のためにすることであっても、本人申立以外は、本人の財産からの支出はできません。

3、受任予定者

ほとんどの場合は親族が後見人予定者として申立書に記載されますが、親族支援者がいない場合は、法律関係者、福祉関係者などの第三者が選任されます。予定者として特定の個人名をあげることもできます。ただし、利益相反関係者にあたる人は後見人になることができません。後見人は本人の代理人として契約をしたり、金銭の取引をすることになりますので、取引の相手になることが予想される場合は、代理者と取引相手が同一になってしまうからです。ケアマネジャーとして本人のことを一番分かっていたとしても、介護報酬を受け取る利用者となるため、後見人にはなれないというわけです。


4、財産目録（添付書類）

申立書の添付書類として、本人の現在の財産状況を明らかにした財産目録書、戸籍の書類、登記されていないことの証明書などが必要になります。財産目録は、これから管理対象となる財産がどれくらいなのかを示すものです。当然その証拠書類として、預貯金のコピーや不動産登記簿謄本などが必要です。

5、申立費用

申立に必要な費用は、これまであげたような、診断書、戸籍書類、登記印紙、切手などに2万円程度。また、鑑定費用として5万円から10万円が必要です。以上は、実費としての経費ですから、書類の作成代行などを専門家に依頼すると20万円程度かかることになり、それはお薦めしません。

次回は後見人の審判がおりました後の話です。



平成21年10月1日から

福岡県

南筑後保健福祉環境事務所が スタートしました！

管轄区域

・柳川市 ・みやま市 (旧山門保健福祉環境事務所管内)
・八女市 ・筑後市 ・黒木町 ・立花町 ・広川町 ・矢部村 ・星野村
(旧八女保健福祉環境事務所管内)
・大川市 ・大木町 (旧久留米保健福祉環境事務所管内)

南筑後保健福祉環境事務所 本庁舎・分庁舎の業務体制は次のとおりです

本庁舎（柳川市三瀬町今古賀8-1）

総務企画課 庶務・会計、企画、医務、薬務、医療従事者免許
健康増進課 精神保健、健康づくり、栄養、難病(特定疾患など)、母子保健、原爆被爆者援護など
保健衛生課 食品衛生、動物愛護(犬や猫など)、感染症

分庁舎（八女市本村25）

社会福祉課 児童福祉、母子寡婦福祉、女性保護、高齢者福祉、介護保険、障害者福祉
監査指導課 社会福祉施設・事業所に対する指導、監査
保護課 生活保護
地域環境課 地球温暖化対策、3R(廃棄物削減・再利用・リサイクル)の推進、生物多様性保全、浄化槽、
自然公園、温泉、鳥獣保護など
環境指導課 廃棄物対策、大気・水質などの保全

精神相談に関すること・・・Tel 0944-72-2176 (精神保健係)
障害者福祉サービス事業所等の指定・変更等・・・Tel 0943-22-6971
(高齢・障害者福祉係)

精神保健福祉実務担当者会議を開催

平成21年9月24日に、旧八女保健福祉環境事務所において、管内精神科医療機関・相談支援事業所・市町村担当者を対象に開催しました。

目的は、関係職員の間で精神障害者への理解を深め、支援をより充実していくことです。

内容は以下のとおりでした。

- ①「精神相談の窓口の対応について」の講話
相談を受ける時「聴くこと」「みてること」「伝えること」が大切。
相談者が地域でスムーズに生活できるよう関係者と話し合いながら協力して支援していきましょうということでした。
- ②参加者をグループ分けし討議しました。
参加者より活発な発言があり、有意義な意見交換の場となりました。
相談者の支援において、問題点は何か？何を望んでいるのか？本人主体の支援の仕方を考えることが大切であるということが共通理解できました。
- ③「精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療申請手続きについて」の説明
10月からの事務処理変更(市町村より直接福岡県精神保健福祉センターへ)に伴い、申請手続きがスムーズに行われるように諸注意事項について説明をしました。

参加者からは、「各専門機関の参加者と意見交換ができ勉強になった。」「このような機会を是非定期的に開催してほしい」という強い要望がありましたので、今後も継続して開催できるように、前向きに検討したいと考えています。

夢工房に来てみませんか？

障がい者就労支援センター 夢工房では、地域のみなさまに事業内容・施設の紹介のため、施設見学会を実施します。散策のつもりでお気軽にお越し下さい。

日時：平成 21 年 11 月 29 日(日) 10:00～14:00

場所：八女郡黒木町大字木屋 383 (旧渡内小学校)

ゲームや説明会、作業場の見学など・・・のぞいてみませんか？ 八女市～黒木町 送迎します。(要予約)
連絡先・・・0943-42-4680(担当:田辺、松尾)



八女ライオンズクラブ主催 「チャリティー福祉バザー」開催

今年も、恒例のチャリティーバザーが、10月11日 鉄道記念公園で行われました。「こんにちは」と、元気な高校生と風船に迎えられ、中に入ると、各施設の模擬店が顔を並べています。おいしいものに、皆さん舌鼓を打ちながら、楽しい音楽や、おしゃべりに花が咲いていました。晴天のもと、大盛況の一日でした。元気なはきのある女子高生に、ますます青い空がすがすがしく思えるひと時でした。皆さん、お疲れ様でした。



蓮の実団地 文化祭

今年も、講演会や利用者の作品展、模擬店など、皆さんと一緒に心温まるひと時を過ごしたいと思います。

・日時 平成 21 年 11 月 23 日(月)

10:00～15:00

・場所 蓮の実団地

八女市上陽町上横山 4001

・講演会

「日本におけるノーマライゼーション
について」

講師：馬場篤子 氏

「社会福祉法人 拓く」常務理事

「多機能型事業所 出会いの場

ポレポレ」統括管理者

・連絡先 0943-54-2233 (松尾)

パンが焼けたよ

陽だまりの里でパン工房をはじめました。就労継続 B 型事業です。22種類ものパンが、おいしい時間を演出してくれます。ご予約は、電話や FAX で・・・前日の 16 時までに申し込み下さい。 陽だまり工房

TEL 0943-30-3055

FAX 0943-30-3056



編集後記：

11 月は、「児童虐待防止推進月間」。先日、テレビのニュースで流れていました。すると隣の小 6 年の息子が「児童虐待って何?」。それに対し中学生の息子が説明してくれました。「どうして親が子供をいじめると、おかしいやろ!」まさにその通り。世の中の子供達が「児童虐待」という言葉も、そして内容も知らず成長できたらいいのにと思いました。世の中を知ることは大切ですが・・・。親の身勝手かも知れませんが・・・。